

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月30日（平成29年（行個）諮問第60号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行個）答申第193号）

事件名：本人の労災請求に関して業務上と判断された理由が分かる調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が特定監督署に労災請求した事案に関して、平成28年特定月日に業務上と判断した理由がわかる調査書及び添付資料全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月9日付け兵労個開第117号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

部分不開示決定処分の取り消すとの裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年9月15日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が特定労働基準監督署に労災請求した事案に関して、平成28年特定月日に業務上と判断した理由がわかる調査書及び添付資料全て」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年11月9日付け兵労個開第117号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成29年1月2日付け（同月4日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新

たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が特定労働基準監督署に労災請求した事案に関して、平成28年特定月日に業務上と判断した理由がわかる調査書及び添付資料全てである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、8、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①及び22の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、20、21及び25の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、6の②及び8の不開示部分は、特定事業場の印影等であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号6の①及び19の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示

された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、20、21及び25の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号6の①及び19の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 同年12月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年2月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が特定監督署に労災請求した事案に関して、平成28年特定月日に業務上と判断した理由がわかる調査書及び添付資料全て」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号25に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番4及び通番23について

通番4のうち2頁目の不開示部分は、特定社会保険労務士の携帯電話番号であり、通番4のその余の部分及び通番23は、医師又は薬剤師の署名及び印影であり、いずれも、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち、特定社会保険労務士の携帯電話番号については、当該社会保険労務士は審査請求人の代理人であり、医師の署名及び印影は、既に原処分で開示されているものと同じのものであり、薬剤師の署名及び印影については、当該薬剤師が必要事項の記入及び押印をした上で、審査請求人がこれらの請求書を提出したものであり、それぞれ審査請求人の知り得る情報であることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番6について

当該部分は、審査請求人が勤務した特定事業場の情報であり、いずれも当該事業場のウェブサイトに記載されているものであることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番20について

当該部分のうち、1頁及び2頁目は、原処分で既に開示されている内容から推認できる情報であり、その余の部分は、特定事業場の外観及び一般の者が出入りできる場所の写真であり、いずれもこれを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、また、特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番21について

当該部分は、出張年月日、用務先及び出張用務の記載であり、いずれも審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。また、当該部分は原処分で既に開示されている内容から推認できる情報であり、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の職氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の職氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8，通番10，通番12，通番14，通番16及び通番18について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名、住所、生年月日及び年齢であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番1は、特定事業場の労働者数の記載であり、一般に公にしている特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

通番7は、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示

すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3，通番9，通番11，通番13，通番15，通番17，通番19及び通番24について

a 当該部分のうち、被聴取者の職氏名、印影、指印、照会先及び照会年月日については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

部分開示について検討すると、職氏名、印影、指印及び照会先については、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。また、照会年月日については、関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、審査請求人以外の個人から聴取した聴取内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番21及び通番22について

当該部分は、特定労働基準監督署が、他の行政機関に対して行った照会内容及び回答内容であり、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労災認定における調査の手法・内容等が明らかとなり、労災認定等の事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番5は、特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した報告書であり、通番20は、特定労働基準監督署の調査担当官が出張して聴取した特定事業場の意見及び特定事業場の協力を得て撮影した写真であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象 文書名	3 通 番	4 原処分において不開示と されている部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)			6 開示す る部分
				2 号	3号 イ	7号 柱書 き	
1	精神障 害の業 務起因 性判断 のため の調査 復命書	1	① 1頁労働者数部分		○		
		2	② 16頁不開示部分	○			
		3	③ 3頁「その他」欄不開示 部分，4頁ないし11頁不 開示部分（7頁認定事実欄 2行目21文字目，22文 字目，4行目8文字目，9 文字目，10頁認定事実欄 2行目1文字目，2文字目 を除く。），13頁専門医 意見欄19行目ないし26 行目不開示部分	○		○	
			④ 1頁目の「事実の概要 (認定した事実)」欄及び 「総合判断」欄の不開示部 分，2頁不開示部分，3頁 不開示部分（「その他」欄 を除く。），7頁認定事実 欄2行目21文字目，22 文字目，4行目8文字目， 9文字目，10頁認定事実 欄2行目1文字目，2文字 目，12頁不開示部分，1 3頁目の専門医意見欄27 行目ないし32行目不開示 部分，56行目不開示部 分，62行目不開示部分， 66行目不開示部分，70 行目不開示部分，14頁不 開示部分		新たに開示		

2	休業補償給付請求書①	4	不開示部分全て	○			全て開示
3	申立書等		-				
4	意見書等①		-				
5	診断書等		-				
6	報告書	5	① 1 頁労働者数記載部分， 3. (1) の記載部分， 2 頁手書きメモ部分， (2)， (3) の表部分， 3 頁 (5)， 4 の表部分， 4 頁手書きメモ部分， 表部分， 5 頁手書きメモ部分， 表部分， 6 頁表部分， 7 頁手書きメモ部分， 表部分， 8 頁不開示部分 (標題を除く。) ， 9 頁表部分， 10 頁手書きメモ部分， 表部分， 11 頁ないし 13 頁不開示部分， 14 頁不開示部分 (標題を除く。) ， 15 頁不開示部分， 16 頁不開示部分 (標題を除く。) ， 17 頁不開示部分， 18 頁不開示部分 (標題を除く。) ， 20 頁不開示部分， 21 頁不開示部分		○	○	
		6	② 19 頁不開示部分		○		印影を除く部分
			③ 1 頁の 1 欄の不開示部分 (労働者数を除く。) 及び 2 欄の不開示部分， 2 頁の (2)， (3) の標題部分	新たに開示			

			及び（４）の標題及び表部分，３頁の（５）欄の表題部分，４頁の標題部分，５頁（１）及び（２）の標題部分，８頁１行目，９頁２行目，１０頁の（２）及び（３）の標題部分，１４頁１行目，１６頁１行目及び１８頁１行目				
7	明細書		-				
8	出勤簿等	7	１頁ないし５頁不開示部分（月，日，曜日の記載部分，出勤簿右の空欄部分，請求人本人の部分を除く。），６頁不開示部分	○	○		
			１頁ないし５頁不開示部分（月，日，曜日の記載部分，出勤簿右の空欄部分，請求人本人の部分），７頁不開示部分	新たに開示			
9	就業規則等		不開示部分全て	新たに開示			
10	通知書		-				
11	聴取書①		-				
12	聴取書②		-				
13	聴取書③	8	① １頁２行目３文字目ないし最終文字，３行目３文字目，４文字目，４行目３文字目ないし最終文字，５行目７文字目，８文字目，１０文字目，１２文字目，１５文字目，１６文字目	○			
		9	② １頁８行目ないし５頁１６行目不開示部分	○		○	

			③ 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示			
1 4	聴取書 ③	1 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○			
		1 1	② 1 頁 8 行目ないし 4 頁 2 3 行目不開示部分	○		○	
			③ 1 頁 6 行目 1 0 文字目ないし 1 9 文字目	新たに開示			
1 5	聴取書 ④	1 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目	○			
		1 3	② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 2 0 行目不開示部分	○		○	
			③ 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示			
1 6	聴取書 ⑤	1 4	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目	○			
		1 5	② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 1 2 行目不開示部分	○		○	

			③ 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示			
1 7	聴取書 ⑥	1 6	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目	○			
		1 7	② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 1 9 行目不開示部分	○		○	
			③ 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示			
1 8	聴取書 ⑦	1 8	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○			
		1 9	② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 6 行目不開示部分	○		○	
			③ 1 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示			
1 9	復命書 ①	2 0	1 頁出張年月日, 用務先, 出張用務, 2 頁ないし 1 1 頁不開示部分		○	○	1 頁不開示部分, 2 頁 1 行目ないし 3 行目 4 頁不開示部分, 5 頁不開示部分, 6 頁不開示部分,

							9 頁不開示部分， 10 頁不開示部分， 11 頁不開示部分
			1 頁出張結果欄	新たに開示			
20	復命書②	2 1	1 頁出張年月日，用務先，出張用務，2 頁ないし 4 頁不開示部分	○		○	1 頁不開示部分， 2 頁 1 行目ないし 3 行目
			1 頁出張結果欄	新たに開示			
21	関連資料①	2 2	不開示部分全て	○		○	
22	意見書等②	2 3	3 頁署名，印影部分	○			全て開示
			3 頁不開示部分（署名，印影部分を除く），4 頁不開示部分	新たに開示			
23	診療録等		-				
24	診療歴について		-				
25	関連資料②	2 4	4 頁不開示部分	○		○	